

葉山町スポーツ協会規定

(定款第6・7・8・11条関係)

一般社団法人葉山町スポーツ協会正会員規程

第1条 この規程は葉山町スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第6条、第7条、第8条及び第11条の規定により、正会員に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 定款第6条に定める正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体の代表とする。

(1)個人

①理事会で承認を得た個人

(2)団体

①町内競技種目別スポーツ団体（葉山町内在住又は在勤者による競技種目別のスポーツ団体であること）

②地域、職場を代表するスポーツ団体（葉山町内の地域及び職場を代表するスポーツ団体であること）

③町内の学校を代表するスポーツ団体（県中学校体育連盟（地区）に加盟している中学校体育団体であること）

- ④その他のスポーツ団体（社会体育推進の目的をもって組織され理事会において特に承認したスポーツ団体であること）

第3条 定款第7条第1項の規程により、新たに入会しようとする個人又は団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を得るものとする。

- 1 入会申込書（個人用は様式第1号、団体用は様式第2号）
- 2 会則又は規約（団体のみ）
- 3 役員名簿及び会員名簿（団体のみ）
- 4 組織表（団体のみ）
- 5 前年度事業報告及び決算書（団体のみ）
- 6 当該年度事業計画書及び収支予算書（団体のみ）

第4条 正会員の会計事務は「正会員会計事務処理手引き」によるものとする。

第5条 正会員は入会時に入会金を本会に納入しなければならない。

- (1) 個人2,000円
- (2) 団体10,000円

第6条 正会員は、毎年5月末日までに会費を本会に納入しなければならない。

- (1) 個人5,000円
- (2) 団体12,000円

第7条 定款第11条の規定により退会しようとする個人又は団体は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 退会届（個人用は様式第 号、団体用は様式第 号）

第8条 正会員が正会員でなくなったときは、事業の未執行分についての補助金は返還しなければならない。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（定款第6・7条関係）

一般社団法人葉山町スポーツ協会特別会員規程

第1条 この規程は葉山町スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第6条及び第7条の規定により、特別会員に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 定款第6条に定める特別会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体の構成員とする。

(1)個人

①会長からの推薦があり、理事会で承認を得た個人

(2)団体の構成員

①会長からの推薦があり、理事会で承認を得た 町内活動団体の構成員
(葉山町内在住又は在勤者)

第3条 定款第7条第1項の規程により、新たに入会しようとする個人又は団体の構成員は、入会申込書（個人用は様式第1号、団体用は様式第2号）を提出し、理事会の承認を得るものとする。

第3条 定款第7条第1項の規程により、新たに入会しようとする個人又は団体の構成員は、次の書類を提出し、理事会の承認を得るものとする。

1 入会申込書（個人用は様式第 号、団体用は様式第 号）

第4条 特別会員の会費は無料とする、

第5条 定款第11条の規定により退会しようとする個人又は団体の構成員は、次の書類を提出しなければならない

(1)退会届（個人用は様式第 号）

附則この規程は、令和5年4月1日から施行する

(定款第6・7条関係)

一般社団法人葉山町スポーツ協会一般会員規程

第1条 この規程は葉山町スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第6条及び第7条の規定により、一般会員に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 定款第6条に定める一般会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体の構成員とする。

(1)個人

①理事会で承認を得た個人

(2)団体

①町内競技種目別スポーツ団体の構成員（葉山町内在住又は在勤者による競技種目別のスポーツ団体であること）

②地域、職場を代表するスポーツ団体の構成員（葉山町内の地域及び職場を代表するスポーツ 団体であること）

③町内の学校を代表するスポーツ団体の構成員（県中学校体育連盟（地区）に加盟している中学校体育団体であること）

④その他のスポーツ団体の構成員（社会体育推進の目的をもって組織され理事会において特に承認したスポーツ団体であること）

第3条 定款第7条第1項の規程により、新たに入会しようとする個人又は団体の構成員は、入会申込書（個人用は様式第 号、団体用は様式第 号）を提出し、理事会の承認を得るものとする。

第4条 一般会員の会費は、無料とする。

第5条 定款第11条の規定により退会しようとする個人又は団体の構成員は、次の書類を提出しなければならない。

(1)退会届（個人用は様式第 号、団体用は様式第 号）

附則この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定款第・6・7・8条関係)

一般社団法人葉山町スポーツ協会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人葉山町スポーツ協会（以下「本会」という）の運営方針に基づく活動の充実を図るため、各種事業活動の推進に対して、支援の意思のある賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（個人・法人）とは、この法人の目的に賛同して本会の事業を賛助するため入会した個人、団体、法人とする。

2 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

(1) 本会発行物の提供（賛助会員名入り）

(2) 本会が主催する講演会・研修会等の参加

(3) その他会長が必要と認めるもの

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、次に定める会費を本会へ納入するものとする。

(1) 個人会員年額一口2,000円とし、一口以上

(2) 団体会員年額一口5,000円とし、一口以上

(3) 法人会員年額一口10,000円とし、一口以上

2 退会による返還は行わない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定款第32条関係)

一般社団法人葉山町スポーツ協会専門委員会規程（案）

(設置)

第1条 本会定款第32条の規定に基づき葉山町スポーツ協会専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称、定数及び調査審議事項)

第2条 委員会の名称、定数及び調査審議事項は別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員をおく。

(1) 委員長1名

(2) 副委員長若干名

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は委員会を代表し会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代行する。

(委員長及び役員の任期)

第4条 委員長及び役員の任期は2年とする。但し欠員が生じた場合における補欠の委員及び役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会が必要に応じ委員長が招集し委員長が議長となる。

2 委員会の決議は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則この規程は、令和5年4月3日から施行する。

(定款第33条関係)

葉山町総合型地域スポーツクラブ規定(案)

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人葉山町スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第33条の規定に基づいて設置された総合型地域スポーツクラブに関することについて定める。

一般社団法人葉山町スポーツ協会会計処理規程

第1章総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人葉山町スポーツ協会（以下「協会」という。）の経理に関する基準を定め、会計業務を正確かつ迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして、経営の効率的運営と公益活動の向上を図ることを目的とする。

（会計の原則）

第2条 会計処理は、法令、定款及びこの規程に定めるもののほか、公益法人会計基準の定めるところによる。

（会計年度）

第3条 会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計区分）

第4条 会計は、必要と認めた場合には、会計区分を設ける。2 特別会計は、事業遂行上必要のある場合に、会長が設ける。

（会計責任者）

第5条 会計責任者は、事務局長とする。

第2章勘定科目及び帳簿

（勘定科目）

第6条 会計処理に必要な勘定科目等は、別に定める。

（会計帳簿）

第7条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア仕訳帳

イ総勘定元帳

(2) 補助簿

ア現金出納帳

イ預金出納帳

ウ収支予算管理帳

エ固定資産台帳

オ会費明細帳

カその他会長が必要と認める帳簿

2 前項第1号の仕訳帳は、会計伝票をもって代えることができる。

（帳簿書類の保存期間）

第8条 会計帳簿、会計伝票等書類の保存期間は次の通りとする。

(1) 予算決算書類長期

(2) 会計帳簿、会計伝票10年

(3) 証拠書類10年

(4) その他の会計書類5年2 前項の期間は、決算日の翌日から起算するものとする。

（会計伝票の作成）

第9条 当法人が行うすべての取引に関する記帳整理は会計伝票により行うものとする。

第3章予算

（予算の目的）

第10条 予算は、各事業年度の事業計画に基づいて編成し、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（予算の執行）

第11条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は専務理事とする。

（予算の流用）

第12条 支出予算の各科目間の金額は、相互に流用してはならない。ただし、専務理事が特に必要と認めた場合は、各科目相互間において流用することができる。

第4章出納

（金銭の範囲）

第13条 この規程において金銭とは、現金（小切手、郵便為替証書、振替貯金証書及び官公署の支払通知書を含む。）、預金及び振替貯金をいう。

2 有価証券（金銭に属するものを除く。）は、金銭に準じて取り扱わなければならない。

（出納責任者）

第14条 金銭の出納及び保管に関する出納責任者は、事務局長とする。

(金銭の出納)

第15条 金銭の出納は、理事長の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

(金銭の収納)

第16条 金銭を収納したときは、出納責任者は、領収書を発行しなければならない。

(金銭の支払)

第17条 金銭の支払については、領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収書を受取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

(支払方法の特例)

第18条 経費の性質上その他業務上特に必要があると会計責任者が認めるときは、資金前渡し、概算払又は前金払により支払うことができる。

(手持現金)

第19条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手持ち現金を置くことができる。

(金銭の残高照合)

第20条 出納責任者は、次に定めるところにより、金銭の残高を照合しなければならない。

(1) 現金毎日現金出納終了後その残高と帳簿残高との照合

(2) 預貯金当該月末の預金残高と帳簿残高との照合

(現金過不足)

第21条 現金に過不足が生じた場合は、出納責任者は、遅滞なくその原因を調査し、その措置については会計責任者に報告して、その指示を受けなければならない。

第5章決算

(決算)

第22条 決算は、毎会計年度における会計帳簿を整理し、その収支の結果を予算と比較し、実際の収支状況及び財産の増減状況並びに各会計年度末における財政状況を明らかにするものでなければならない。

(決算書類の作成)

第23条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに次の決算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表及び貸借対照表内訳表

(3) 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表

(4) 財産目録

(収支計算書の作成)

第24条 収支の結果を予算と比較するために、収支計算書を作成しなければならない。

(監事及び定時総会への提出)

第25条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時総会に提出しなければならない。

第6章補則

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附則この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定款第49条関係)

特別会計「スポーツ振興資金積立基金」規程

(趣旨)

第1条 この規程は、特別会計「スポーツ振興資金積立基金」（以下「基金」という。）の設置並びにその管理及び廃止について必要な事項を定めるものと

する。

(設置)

第2条 この法人がスポーツの振興を図る特別事業実施等のためこの基金を設置する。

(基金の使途)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この基金をその経費の財源に充てる。

(1) 記念事業及び国体、オリンピック等開催に係る特別事業の経費

(2) 災害又は経済事情の著しい変動により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費

(3) その他理事会が認め、総会で決断を得た場合

(積立金額)

第4条 基金として積み立てる額は、毎年歳入歳出予算で定める額の範囲内とする。

(運用)

第5条 積立金に属する現金は、金融機関への預金、その他有価証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(運用益の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入するものとする。

(基金の廃止)

第7条 この基金の廃止は、総会の決議をもって行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附則この規程は、令和5年4月3日から施行する。

(定款第46条関係)

一般社団法人葉山町スポーツ協会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は本会定款第46条の規定により、葉山町スポーツ協会事務局（以下「事務局」という。）の事務処理及び職員の給与等に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の職員をおき会長が委嘱する。

事務局長1名

事務局次長1名

書記若干名

(職務)

第3条 事務局長は会長の命を受け局務を掌理する。

2 事務局次長は事務局長を補佐し局長事故あるときはその職務を代行する。

3 書記は事務局長の命を受け局務を掌理する。

(決裁)

第4条 事務局の事務処理は特に会長の指示を必要とするもののほかは担当副会長の決裁を得るものとする。

(旅費)

第5条 本会役員及び事務局職員の旅費は、葉山町職員等の旅費支給条例を準用する。この場合役員は町長等の相当職、事務局の職員は職員相当職とする。

(給与及び勤務条件等)

第6条 事務局職員の給与及び勤務条件等は、葉山町常勤的非常勤職員取扱規程を準用するほか会長が別に定める。

附則この規程は、令和5年4月3日から施行する。

行事の共催及び後援等に関する取扱内規（案）

（趣旨）

第1条 この内規は、一般社団法人葉山町スポーツ協会（以下「本会」という。）が本会以外のものの行う体育関係行事を共催及び後援等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、講習会、大会、スポーツ教室等の催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画または運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することを言う。
- (3) 後援 行事の趣旨及び方法に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 協賛 行事の趣旨に賛意をあらわすものをいう。

（基準）

第3条 本会が共催及び後援等を行う行事は、次の各項に掲げる基準を満たすものでなければならない。

1. 主催者についての基準

- (1) 国又は地方公共団体及び加盟団体が主催するもの。
- (2) 公益法人又はこれに類する団体が主催するもの。
- (3) (1)又は(2)に掲げる以外の団体で、次の2項の基準に該当するもの。

2. 行事の内容についての基準

- (1) 行事の内容が明らかに、スポーツ振興及び普及に寄与するものであつて、公益性があり、営利を目的としないものであること。
- (2) 行事の規模が市の全域に広くわたるものであること。

3. その他の基準

- (1) 主催者の存在及び行事計画が明確であり、かつ、社会的信用のある者であること。
- (2) 入場料、参加料を主催者が徴収するものについては、その算出について十分配慮がなされていること。
- (3) 政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。

（申請及び承認）

第4条 本会の共催又は後援等を申請しようとする者は、所定の用紙を原則として行事開催日前30日までに、本会あて提出し承認を得るものとする。

附則 この内規は、令和5年4月3日から施行する。